

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第20号

(所 管) 総務部 学務課

件 名	堺市立幼稚園園則の一部改正について
提 案 理 由	以下の改正を行うため、本件を上程するものである。 (1) 堺市幼児教育基本方針（令和2年改定版）に基づく公立幼稚園の再構築に伴い、公立幼稚園に入園を希望する者の選択肢を確保するため、入園の資格を見直すこととし、所要の改正等を行う。 (2) 堺市立学校設置条例（昭和39年条例第28号）の一部改正に伴う所要の改正を行う。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の趣旨 (1) 入園の資格に係る居住区域要件を廃止するもの (2) 廃止する幼稚園に係る規定を削るもの (3) 規定の整備を行うもの 2 施行期日 (1)及び(3)に係る改正規定は令和4年4月1日から、(2)に係る改正規定は令和5年4月1日から施行する
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第20号

堺市立幼稚園園則の一部改正について

堺市立幼稚園園則の一部について、次のとおり改正する。

令和3年6月17日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

堺市立幼稚園園則の一部を改正する規則

第1条 堺市立幼稚園園則（昭和31年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項から第5項までを削り、附則第6項中「及び附則第4項第2号」を削り、同項を附則第3項とし、附則第7項及び第8項を3項ずつ繰り上げ、附則第9項中「及び附則第4項第2号」を削り、同項第1号中「及び白鷺幼稚園」を「、白鷺幼稚園及びみはら大地幼稚園」に改め、「区域のうち美原区域以外の」を削り、同項第2号中「（みはら大地幼稚園を除く。）」及び「区域のうち美原区域以外の」を削り、同項を附則第6項とする。

第2条 堺市立幼稚園園則の一部を次のように改正する。

附則第6項を削る。

附 則

（施行期日）

この規則中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

（施行前の準備行為）

- 令和4年4月1日以後の入園に係る幼児の定員の決定及び入園に関し必要な手続その他の行為については、同日前においても、この規則による改正後の堺市立幼稚園園則の規定の例により行うことができる。

堺市立幼稚園園則（昭和31年教育委員会規則第1号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この園則は、公布の日から施行する。 （堺市立幼稚園規則の廃止）</p> <p>2 堺市立幼稚園規則（昭和17年告示第55号）は、廃止する。 <u>（美原町の編入に伴う経過措置）</u></p> <p>3 <u>美原町の編入の日（附則第5項において「編入日」という。）前に、旧美原町立学校その他教育機関の管理運営に関する規則（昭和48年美原町教育委員会規則第1号）及び旧美原町立幼稚園管理運営規程（平成4年美原町教育委員会規程第3号。附則第5項において「旧美原町規程」という。）並びにこれらに基づく規程の規定によりなされた許可その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。</u></p> <p>4 <u>堺市立幼稚園に入園することができる者は、当分の間、第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) みはら大地幼稚園 旧美原町の区域に居住する者で満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児</u></p> <p><u>(2) みはら大地幼稚園以外の幼稚園 本市の区域のうち旧美原町の区域以外の区域内に居住する者で、満4歳から小学校就学の始期に達す</u></p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この園則は、公布の日から施行する。 （堺市立幼稚園規則の廃止）</p> <p>2 堺市立幼稚園規則（昭和17年告示第55号）は、廃止する。</p> <p>【削除】</p> <p>【削除】</p>

るまでの幼児

5 編入日から平成17年3月31日までの間に幼稚園の課程を修了したみはら大地幼稚園において授与する修了証書については、第14条の規定にかかわらず、旧美原町規程の例による。

(百舌鳥幼稚園の特例)

6 第6条及び附則第4項第2号の規定にかかわらず、堺市立こども園保育所から引き続き百舌鳥幼稚園に入園することができる者は、本市の区域内に居住する者で、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

7 平成27年4月1日以後に堺市立こども園保育所に入所した幼児のうち、引き続き百舌鳥幼稚園に入園しようとする者は、当分の間、他の者に優先して百舌鳥幼稚園に入園することができるものとする。

(夏季休業日に関する特例)

8 令和2年度に限り、第11条第3号の規定の適用については、同号中「7月21日」とあるのは「8月1日」とする。

(入園の資格に関する特例)

9 第6条及び附則第4項第2号の規定にかかわらず、幼稚園に入園することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 三国丘幼稚園、津久野幼稚園及び白鷺幼稚園 本市の区域のうち美原区域以外の区域内に居住する者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児

【削除】

(百舌鳥幼稚園の特例)

3 第6条の規定にかかわらず、堺市立こども園保育所から引き続き百舌鳥幼稚園に入園することができる者は、本市の区域内に居住する者で、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

4 平成27年4月1日以後に堺市立こども園保育所に入所した幼児のうち、引き続き百舌鳥幼稚園に入園しようとする者は、当分の間、他の者に優先して百舌鳥幼稚園に入園することができるものとする。

(夏季休業日に関する特例)

5 令和2年度に限り、第11条第3号の規定の適用については、同号中「7月21日」とあるのは「8月1日」とする。

(入園の資格に関する特例)

6 第6条の規定にかかわらず、幼稚園に入園することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 三国丘幼稚園、津久野幼稚園、白鷺幼稚園及びみはら大地幼稚園 本市の区域内に居住する者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児

(2) 前号に掲げる幼稚園以外の幼稚園(みはら大地幼稚園を除く。)
本市の区域のうち美原区域以外の区域内に居住する者で、満4歳か
ら小学校就学の始期に達するまでの幼児

(2) 前号に掲げる幼稚園以外の幼稚園 本市の区域内に居住する者
で、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児

堺市立幼稚園園則（昭和31年教育委員会規則第1号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この園則は、公布の日から施行する。 （堺市立幼稚園規則の廃止）</p> <p>2 堺市立幼稚園規則（昭和17年告示第55号）は、廃止する。 （百舌鳥幼稚園の特例）</p> <p>3 第6条の規定にかかわらず、堺市立こども園保育所から引き続き百舌鳥幼稚園に入園することができる者は、本市の区域内に居住する者で、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。</p> <p>4 平成27年4月1日以後に堺市立こども園保育所に入所した幼児のうち、引き続き百舌鳥幼稚園に入園しようとする者は、当分の間、他の者に優先して百舌鳥幼稚園に入園することができるものとする。 （夏季休業日に関する特例）</p> <p>5 令和2年度に限り、第11条第3号の規定の適用については、同号中「7月21日」とあるのは「8月1日」とする。 <u>（入園の資格に関する特例）</u></p> <p>6 <u>第6条の規定にかかわらず、幼稚園に入園することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この園則は、公布の日から施行する。 （堺市立幼稚園規則の廃止）</p> <p>2 堺市立幼稚園規則（昭和17年告示第55号）は、廃止する。 （百舌鳥幼稚園の特例）</p> <p>3 第6条の規定にかかわらず、堺市立こども園保育所から引き続き百舌鳥幼稚園に入園することができる者は、本市の区域内に居住する者で、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。</p> <p>4 平成27年4月1日以後に堺市立こども園保育所に入所した幼児のうち、引き続き百舌鳥幼稚園に入園しようとする者は、当分の間、他の者に優先して百舌鳥幼稚園に入園することができるものとする。 （夏季休業日に関する特例）</p> <p>5 令和2年度に限り、第11条第3号の規定の適用については、同号中「7月21日」とあるのは「8月1日」とする。</p> <p>【削除】</p>

(1) 三国丘幼稚園、津久野幼稚園、白鷺幼稚園及びみはら大地幼稚園
本市の区域内に居住する者で、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児

(2) 前号に掲げる幼稚園以外の幼稚園 本市の区域内に居住する者
で、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児